

令和8年2月6日

質問書回答

件名： 令和8年度 東京空港事務所庁舎等清掃

質問内容	回答
<p>1. 作業責任者の雇用関係を示す資料の写しについて弊組合にて、該当する有資格者が構成員の社員となります。 その場合、協同組合の健康保険被保険者証の写しとなりません。 協同組合の社員で必須でしょうか。</p> <p>2. 清掃作業面積について 年間を通じた 20,000 m²以上の清掃作業面積となりますが、週1回以上の日常清掃との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 該当する有資格者が所属している企業が貴組合の構成員であることが確認できる書類と、該当有資格者の健康保険被保険者証の提出があれば貴組合の社員でなくても差し支えございません。</p> <p>2. 清掃の回数、期間、頻度に関する要件は定めておりませんので、清掃作業面積のみが資格要件に適合していれば差し支えございません。</p>